

SHIBUYA



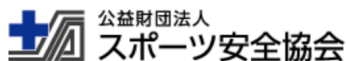
INTERNATIONAL  
RUGBY CLUB

## 保険のご案内

Super Ninja/Ninja/Tag/Junior/Samurai/Samurai/Shogun

渋谷インターナショナルラグビークラブでは、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入致しております。

下記の通りご案内申し上げますので、補償内容等をご確認願います。



東京都支部 03-3481-2423

150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

### + スポーツ安全保険

+ 補償できる事故 『団体での活動中』、『団体活動への往復中』の事故に対し3つの安心補償



#### 傷害保険

急激で偶発な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。  
※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。



#### 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。



#### 突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償します。  
※「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

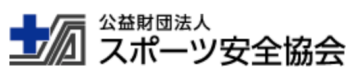
### + 加入区分・掛金・対象者

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
子ども 中学生以下（特別支援学校高等部の生徒を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶▶ スポーツ活動</li> <li>▶▶ 文化活動</li> <li>▶▶ ボランティア活動</li> <li>▶▶ 地域活動</li> </ul>	A1	800円

※中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。

※この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

# 保険のご案内



東京都支部 03-3481-2423  
150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

## スポーツ安全保険

### 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍)が支払われます。

### 賠償責任保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円

※自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)・航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

### 突然死葬祭保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 葬祭費用180万円


SHIBUYA



INTERNATIONAL RUGBY CLUB

## 保険のご案内 U18

渋谷インターナショナルラグビークラブでは、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入致しております。  
U18の会員の皆様の補償内容はこちらをご確認願います。

 公益財団法人  
スポーツ安全協会

東京都支部 03-3481-2423  
150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

### + スポーツ安全保険

**+ 補償できる事故** 『団体での活動中』、『団体活動への往復中』の事故に対し3つの安心補償



#### 傷害保険

急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分で加入の場合でも「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。



#### 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。



#### 突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償します。

※AW区分で加入の場合でも「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

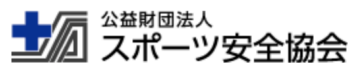
### + 加入区分・掛金・対象者

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
大人 (高校生以上)	※スポーツ活動の定義、該当する種目は <a href="#">こちら</a> をご覧ください。 <b>64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は「平成30年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。</b>	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円

※中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。

※この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

# 保険のご案内 <U18>



東京都支部 03-3481-2423  
150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

## + スポーツ安全保険

### + 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
C	団体活動中と その往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
B		600万円	900万円	1,800円	1,000円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍)が支払われます。

### + 賠償責任保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
C	団体活動中と その往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
B		

※自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)・航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

### + 突然死葬祭保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
C	団体活動中と その往復中	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 葬祭費用180万円
B		

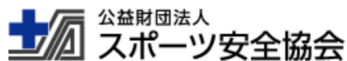
SHIBUYA



INTERNATIONAL RUGBY CLUB

## 保険のご案内<コーチ>

渋谷インターナショナルラグビークラブでは、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入致しております。ご年齢により掛金並びに補償内容が異なりますのでご確認をお願い致します。



東京都支部 03-3481-2423  
150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

### + スポーツ安全保険

+ 補償できる事故 『団体での活動中』、『団体活動への往復中』の事故に対し3つの安心補償



#### 傷害保険

急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分で加入の場合でも「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。



#### 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。



#### 突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償します。

※AW区分で加入の場合でも「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

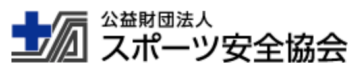
### + 加入区分・掛金・対象者

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
大人 (高校生以上)	※スポーツ活動 ※スポーツ活動の指導・審判 ※スポーツ活動の定義、該当する種目は <a href="#">こちら</a> をご覧ください。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">             64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は「平成30年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。           </div>	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円

※中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。

※この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

# 保険のご案内 <コーチ >



東京都支部 03-3481-2423  
150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(公財)東京都体育協会内

## + スポーツ安全保険

### + 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
C	団体活動中と その往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
B		600万円	900万円	1,800円	1,000円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍)が支払われます。

### + 賠償責任保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
C	団体活動中と その往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
B		

※自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)・航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

### + 突然死葬祭保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
C	団体活動中と その往復中	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 葬祭費用180万円
B		